

南種子町農業委員会平成 28 年 7 月総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 7 月 25 日（月）午前 9 時 30 分から午前 10 時 36 分

2. 開催場所 研修センター 2 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	2 番	池亀 昭次	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 1 番 寺田 誠

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 24 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 議長 ただ今から、第 24 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 8 番、西田 暁 委員。9 番、高田 照美 委員を指名します。

議長 議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 事務局 それでは会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
以上で(諸般の)報告を終わります。

議長 議長 (諸般の報告に対しての) 質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 議長 日程第 3、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 事務局 事務局より議案第 1 号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 事務局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権 4 件)について承認を求めるものでございます。資料 2 ページをお開きください。

番号 1 は、平成 24 年度第 13 号にて承認された、平成 24 年 11 月 30 日付け公告の一部変更及び平成 25 年度第 27 号にて承認された、平成 25 年 11 月 29 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A (B)。借る人・C であります。

番号 2 は、平成 25 年度第 29 号にて承認された、平成 26 年 1 月 31 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A (B)。借る人・D であります。

番号 3 は、平成 26 年度第 3 号にて承認された、平成 26 年 10 月 31 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A。借る人・E であります。

番号 4 は、平成 27 年度第 9 号にて承認された、平成 27 年 4 月 30 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・F。借る人・G であります。

資料は 3 ページをお開きください。上から 4 つの案件については、5 年間設定期間で、田が 4,450 m²、畑が 13,272 m² でいずれも農地中間管理機構への載せ替えのための合意解約でございます。

一番下の案件については、平成 27 年 5 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までの 5 年間設定期間で、田が 1,787 m²、借る人の都合による合意解約でございます。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明します。

整理番号 1 番から整理番号 3 番については、関連がありますのでまとめて説明させていただきます。

利用権設定をする者は、鹿児島市〇〇〇〇—〇 A さん・63 歳で、利用権設定を受ける者は、整理番号 1 番が南種子町〇〇〇〇番地 H さん・62 歳。整理番号 2 番、南種子町〇〇〇〇番地 D さん・49 歳。整理番号 3 番が南種子町〇〇〇〇番地 E さん・64 歳です。登記・現況は、田で 3 筆の 4,450 m²、畑が 13,272 m²。権利の内容は主に水稻作付及びさとうきび等を作付けしておりましたが、平成 28 年 5 月 2 日付けで農地中間管理機構への載せ替えのための合意解約の申し出によるものでございます。

続いて、整理番号 4 番について、説明します。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地 O F さん・92 歳で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 G さん・63 歳です。登記・現況は、田で 2 筆の 1,787 m²。権利の内容は主に水稻作付で設定しておりましたが、平成 28 年 6 月 30 日付けで借る人のほうが体調を崩し、今後作付けのほうが続けて出来なくなってしまうということで、合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料については、5 ページから 8 ページに添付してありますので、お目通しをお願いします。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第 4) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 24 号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 28 年 7 月 29 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 1 件・農地中間管理権 7 件を定めたいので、承認を求めるものです。資料は 11 ページをお開きください。農用地利用集積計画 賃貸借権 1 件について説明いたします。

今回、利用権設定をする方は、〇〇〇〇番地〇〇〇 I さんで、利用権設定を受ける方は、〇〇〇〇番地〇〇 J さんです。

現況は、畑が 1 筆で 2,582 m² の内 1,500 m² でございます。設定期間は、5 年間設定で新規設定 1 件となっております。

個別の資料については、13 ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に資料は、14 ページをお開きください。

平成 28 年 7 月 29 日を公告日とする農用地利用集積計画 農地中間管理権 7 件を定めたいので、承認を求めるものです。

利用権設定を受ける者が（公益財団法人）鹿児島県地域振興公社で、利用権設定をする者は、鹿児島市〇〇〇〇—〇〇 〇〇〇〇 K さん 外 6 名の方です。

なお、整理番号 5 番は、第 1 号議案において、承認された鹿児島市にお住まいの A さんの案件になります。

全体では、田が 21 筆 19,101 m²、畑が 23 筆の 46,748 m² となっております。設定期間は、5 年間設定と 10 年間設定になりますが、資料 17 ページからの個別の資料の存続期間の方をお目通しをお願いしたいと思います。

また、整理番号 3 番から整理番号 7 番につきましては、利用権設定をする者の氏名と字図等の所有者氏名が違うことから、資料の 24 ページ・26 ページ・28 ページ・30 ページ・32 ページにそれぞれの相関図を添付してありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、個別の資料につきましては、17 ページから 32 ページに、字図につきましては、33 ページから 52 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上 7 件については、利用権設定を受ける鹿児島県地域振興公社から鹿児島県知事へ許可申請を行い、農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律により、認可されるものと考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

議 長 ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 （日程第 5） 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、を議題にします。申請人・L。

事務局

事務局より議案第3号の説明をお願いします。日高主任。

資料は53ページをお開きください。

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるものです。整理番号1番について、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、鹿児島県霧島市〇〇〇〇番地〇のLさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇 1筆で、登記地目が畑、農地台帳上の現況地目も畑。地積面積は278㎡です。

変更年月日については、平成10年以前です。

現況といたしまして、『申請地は平成10年以前より雑種地（駐車場）として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は、54ページから添付していますので、お目通しをお願いします。

以上1件の内容につきましては、7月11日の現地調査において、相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、石堂委員。

7番委員

（7月）11日の日に現地調査がありまして、この現地も見、またそれ以前に農地・田んぼの所有権の移転で案件が出ました時に、この件は出たんですけれども、田んぼのほうは所有権移転がされまして、この農地についてちょっと難しいというところで除外しておりました件でございます。実際は〇〇の研修センターの横の駐車場の一部でございます。一時、畑として耕してみようというところで、耕した形跡があります。石やら何やらで畑には到底無理ということで、この案件が出たのでございます。現地を見た方は分かっていると思いますけれども、この農地については無理じゃないかなというところで、後は駐車場として、〇〇の研修センターに、今のところ無償で貸しています。貸し借りの契約はないんですけれども、無償で使わせているという状態でございます。以上です、よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長

質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長

(日程第6) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・M、譲受人・N 外4件を議題にします。事務局より議案第4号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局

資料57ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が5件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が鹿児島市〇〇〇〇丁目〇番〇〇号 Mさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地 Nさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇番〇。地目は 畑、地積は 1,063 m²。所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、59ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は64ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 Oさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Pさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇。地目は、登記地目が 田で、現況地目は 畑、地積は 2,370 m²です。所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、60ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は66ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 Qさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Rさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇番 外 字〇〇・〇〇・〇〇など7筆、合計で8筆、地積の合計は 6,703 m²になります。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、61ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は68ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Sさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Rさんです。

土地の所在が、〇〇〇字〇〇〇〇番〇。地目は 畑、地積は 525 m²。所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、62ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は74ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 Tさん。譲受人が南

種子町〇〇〇〇番地〇 U さん です。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇番〇。地目は 畑、地積は 613 m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、63 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 76 ページから添付しています。

以上 5 件につきましては、7 月 11 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします、整理番号 1 番・5 番、池亀委員。

2 番委員

はい。資料 59 ページをお開きください。これは先月、6 月に廻ったところでございます、65 ページをお開きください。〇〇〇〇—〇というところと、〇〇〇〇番、これを先月あの名義変更をしたところでございます、それで〇〇〇〇—〇というのは、V さんが本来ならば、そこを買っていたところでしたが、M さんのほうが番地を間違えておりました、それでこの〇〇〇〇—〇というのが V さんが今現在、税金をしているところでございます。それとこれを間違っていたということでございまして、それで〇〇〇〇のほうを M さんから N さんへ、それで〇〇〇〇—〇というのは取消し、ということになっております。それでまた〇〇〇〇—〇というのは、先ほど朝来るとき、V さんと話をして、それで「私のほうが名義を近々変えたいと思います。」ということで話がついたところでございます。それで説明はよろしいでしょうか。

それと、もう一つですね。58 ページをお開きください。U さんが、T さんから今度は買う、これはもう 5～6 年前にお金は払って買っていた訳でございますが、中々名義変更をしておらず、1 ヶ月ぐらい前に本人と話をいたしまして、それで大至急するということでございまして、それで本日に至った訳でございますが、ここの畑に色んな資材等が置いてありますので、それは田んぼが終わり次第早急に片付けて、唐芋や白菜なんかを作るようにしてくださいとお願いをしたところでございます。ということで、問題はないと思いますがよろしく申し上げます。

議 長

続いて整理番号 2 番、古市委員。

4 番委員

譲渡人の O さん、譲受人の P さん、これはあの、P さんのお父さんが昔、何十年前から買ってあって、名義変更をしていなくて、こんど地籍に掛って、この際に名義変更するということです。それで一応、所有権移転ということです。よろしく申し上げます。

議 長

整理番号 3 番・4 番、白川委員。

10 番委員

はい、整理番号 3 番。Q さんと R さんは、親子でありまして、Q さんから息子さんに贈与するということで、田が 4 筆、畑が 4 筆を所有権

移転するという事です。

それから4番。譲渡人の S さん、譲受人の R さん、これは先月、R 君が家を造るために、1反ぐらいの土地を半分に分けて貰っていたんですけど、その残りを今回売買をして所有権移転をするということですので、よろしく願いいたします。終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。高田委員。

9番委員 整理番号1番のMさんからNさんへの所有権移転ですが、売買価格等について分かっていたら教えてください。

2番委員 これは宅地・山、そういうものを全部含めての対価でございます、またその中でも本人同士が色々ごたごたがありまして、初めの価格は1千万円くらいだったと思います。全部含めてですよ。家も何も含めて、ということ、それが今度は、本人同士のやり取りで山は買わないとか色々あって、またそこから下がってきているとは思いますが、分かっている範囲はそこまででございます。

議 長 事務局。何かありますか。

事務局 ここに金額を載せていなかったのは、先ほどの説明があったように、1筆を一度許可を出したものを取り消して、地番が違ったということで今回上げた関係で、その1筆に対しての金額が分からなかったため、記載しておりません。前回の総会資料にもありましたように、5筆全てで〇〇〇万円という対価になっておりますので、その内の一部であると考えてもらっていいと思います。以上です。

議 長 高田委員、よろしいですか。

9番委員 はい。分かりました。

議 長 他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第7) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・W、譲受人・X社 代表取締役 Y、外2件を議題にします。事務局より議案第五号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 はい。79ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が3件です。整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が千葉県浦安市〇〇〇〇番地〇 X社 代表取締役 Yさん。譲渡人が神奈川県川崎市〇〇〇〇番地〇 Wさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇番〇。登記・現況地目は畑。地積は6,766.00㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年9月から平成29年3月までの7ヶ月。

資金は、土地取得費 〇,〇〇〇万円・造成費 〇〇〇万円・建築費 〇,〇〇〇万円・その他 〇,〇〇〇万円 合計 〇億〇,〇〇〇万円で、全て自己資金となっております。

転用目的としましては、飲食店・物品販売店舗・加工場です。

転用事由の詳細としまして、「飲食店・物品販売店舗・加工場を申請地に建設したい」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1)造成計画が、盛土を最高1.0m、最低0.5m行う。(2)それに伴う被害防除策として、ブロックにて擁壁を設ける。法面保護を行う。緩衝地を設ける。(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅4.0m程度設ける。(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は水路放流、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」であり、許可基準は「特別立地条件事業の流通業務施設等」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

また、本事案は、都市計画法第29条による開発行為の許可が必要であり、県建築課に今年5月申請をしており、施行承認については協議中とのこと。参考資料は80ページから添付しています。

続いて85ページをお開きください。整理番号2番。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Zさん。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 aさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇番〇です。登記・現況地目は畑。地積は417.00㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年8月から平成28年11月までの4ヶ月。

資金は、造成費 〇〇〇万円・建築費 〇,〇〇〇万円 合計 〇,〇〇〇万円で、全て融資となっております。

転用目的としましては、一般住宅です。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいで、子供も生まれ手狭になってきた為」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側に譲渡し人の宅地、西・南側に譲渡し

人の農地があり、東側に道路となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅2.0m程度設ける。(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」であり、許可基準は「集落接続施設」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。参考資料は86ページから添付しています。

91ページをお開きください。整理番号3番。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇 Uさん。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地 Tさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇です。

登記・現況地目は畑。地積は219.00㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年8月から平成28年11月までの4ヶ月。

資金は、土地取得費〇万円・土地造成費〇〇万円 合計〇〇万円
で、全て自己資金となっています。

転用目的としましては盛土工です。

転用事由の詳細としまして「隣接宅地の法面保護のため」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が、盛土を最高2.7m行う。(2) それに伴う被害防除策として、法面保護を行う。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。参考資料は92ページから添付しています。

なお、この3件につきましては、7月11日の現地調査において、申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、古市委員。

4番委員 　　譲受人の Yさん、この方は〇〇出身で、奥さんが〇〇出身ということで、まあ地元に戻ってきても、ロケット打ち上げ・観光に来て、非常に南種子には食べ処も少ないと、宿泊施設も少ないということで、最初は宿泊施設を造るつもりだったんですけど、とりあえず食べ処からということで、レストランと加工施設を造る計画で、それで今後また職員も関東のほうから連れてきて、その社宅も地元で造りたいということで、宿泊も〇〇のほうで奥さんの〇なので、〇〇に土地を見つけているということです。

そしてまたホテル・宿のほうも場所を見つけているということです。

それは地元も活気づいてよろしいんじゃないかと思imasので、こういう計画があるということで、よろしくお願ひします。

議 長
3 番委員

整理番号 2 番、中里委員。

ただ今、事務局のほうで詳しい説明がありましたので、簡単に状況説明をいたします。譲渡人・a さん、譲受人・Z 君は親子関係でありまして、今回申請された土地は、1 種農地ではありませんが、数年来何も作付けされていない状態で、一部バナナの木が作付されている状況です。申請地の造成計画から見ても、周辺の農地に何の支障も来たさないと考えます。皆さんの審議をよろしくお願ひします。

議 長
2 番委員

整理番号 3 番、池亀委員。

先ほど 58 ページのほうで説明をいたしましたとおりでございますが、その畑の上に自分の家がある訳です。この家の上が 5～6 年前、畑のほうに崩れまして、そこに盛土をして今現在に至っている訳でございますが、これも中々申請をしていなくて、2 月ぐらい前に話をして、そしてやっと今の状態になったところであります。皆さんには大変ご迷惑をお掛けいたしております。本人に代わりお礼を申し上げます。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

(「はい。」の声あり)

議 長
10 番委員
4 番委員

はい。白川委員。

この〇〇の(食品)加工場というのは、何を作るんですか。

そこは農産物、土産品、さとうきび、そこら辺ははっきり聞いておりません。

10 番委員

例えば、会社から町・行政に何らかの打診みたいなものはある訳ですかね。

議 長
事 務 局

事務局のほうから何かあれば。

私のほうから、説明します。町のほうには打診というのは、まあ農業委員会のほうに最初から申請が上がって今回現地調査に、町のほうに直接的には場所の選定とかそういう関係について、正式にはなくて土地の簡単に言えば良いところはないかなという話が聞こえてきたところであります。私も〇〇課にいましたので、4～5 年前からそういう動きがあった訳ですけれど、あの直接的にはないと思imas。

議 長
10 番委員

白川委員。

ある意味一つの起業だと私は解釈してるんですね。起業、普通の I ターンとか U ターン、そういうのとは別な意味で、一種の起業としてみるんですけど、そうすると町に色々打診をするとか、そういうのがあって然るべきではないかと思うんですけども。例えば従業員の人数の規模的な問題とか。将来的にはこう大きくするとか。色んな施策の方針があるかと

思うんですけど。そういう関係で町に打診があったのかなあと、そういうふう思ったところです。

議 長 事務局のほうから何かあれば。

事 務 局 まあ農業委員会ですので、さっきと繰り返しますけれども、直接的にはそういう打診というのは正式にはないと思います。

議 長 白川委員、よろしいですか。

10 番委員 良いんですけれども、ちょっと規模が普通とは違うんですよね。〇億〇、〇〇〇万円というお金で、かなりの投資額でもあるし、まあそういった意味で、何か町に打診みたいなものがあったのかなあと考えてです。別になければ、それで良いんですけどね。

議 長 はい、分かりました。一応懇談に入ります。

議 長 色々な方向から詳細に亘って話が出ております。一応懇談を解きます。

議 長 他に質問等ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第8) 議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題にします。申請人・b 外5件です。事務局より議案第6号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 資料は97ページをお開きください。

議案第6号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、b さん 外五件です。

総計といたしまして、計18筆、面積は合計447アール。奨励金の合計金額が223,500円です。

以上につきましては、7月11日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 他にありませんか。ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。